

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和 7 年 10 月 7 日付けの沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえ、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、その他所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通勤手当) 第19条 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(次項において「運賃相当額」という。) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u> <u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員</u> 2,000円 <u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> 4,200円 <u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> 7,300円 <u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> 1万400円 <u>オ 使用距離が片道20キロメートル以</u>	(通勤手当) 第19条 [略] 2 [略] (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(第4項において「運賃相当額」という。) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u>

	<u>上25キロメートル未満である職員</u>
	<u>1万3,500円</u>
カ	<u>使用距離が片道25キロメートル以</u>
	<u>上30キロメートル未満である職員</u>
	<u>1万6,600円</u>
キ	<u>使用距離が片道30キロメートル以</u>
	<u>上35キロメートル未満である職員</u>
	<u>1万9,700円</u>
ク	<u>使用距離が片道35キロメートル以</u>
	<u>上40キロメートル未満である職員</u>
	<u>2万2,800円</u>
ケ	<u>使用距離が片道40キロメートル以</u>
	<u>上45キロメートル未満である職員</u>
	<u>2万5,900円</u>
コ	<u>使用距離が片道45キロメートル以</u>
	<u>上50キロメートル未満である職員</u>
	<u>2万9,100円</u>
サ	<u>使用距離が片道50キロメートル以</u>
	<u>上55キロメートル未満である職員</u>
	<u>3万2,300円</u>
シ	<u>使用距離が片道55キロメートル以</u>
	<u>上60キロメートル未満である職員</u>
	<u>3万5,500円</u>
ス	<u>使用距離が片道60キロメートル以</u>
	<u>上65キロメートル未満である職員</u>
	<u>3万8,700円</u>
セ	<u>使用距離が片道65キロメートル以</u>
	<u>上70キロメートル未満である職員</u>
	<u>4万2,200円</u>
ソ	<u>使用距離が片道70キロメートル以</u>
	<u>上75キロメートル未満である職員</u>
	<u>4万5,700円</u>
タ	<u>使用距離が片道75キロメートル以</u>
	<u>上80キロメートル未満である職員</u>
	<u>4万9,200円</u>
チ	<u>使用距離が片道80キロメートル以</u>
	<u>上85キロメートル未満である職員</u>
	<u>5万2,700円</u>
ツ	<u>使用距離が片道85キロメートル以</u>

上90キロメートル未満である職員

5万6,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以

上95キロメートル未満である職員

5万9,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以

上100キロメートル未満である職員

6万3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル

以上である職員 6万6,400円

(3) [略]

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数
で除して得た額(交通機関が2以上ある場
合においては、その合計額)及び前項第2
号に定める額をその支給単位期間の月数
で除して得た額の合計額が15万円を超え
る職員の通勤手当の額は、同項の規定に
かかわらず、当該職員の通勤手当に係る
支給単位期間のうち最も長い支給単位期
間につき、15万円に当該支給単位期間の
月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定め
る通勤手当にあっては、規則で定める期
間)に係る最初の月の規則で定める日に

(3) [略]

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、
自動車等の駐車のための施設(その所在
地及び利用形態が規則で定める要件を満
たすものに限る。以下この項及び第7項に
おいて「駐車場等」という。)を利用し、
その料金を負担することを常例とするも
の(規則で定める職員を除く。)の通勤手
当の額は、前項の規定にかかわらず、次
の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、
当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単
位期間につき、5,000円を超えない範囲
内で1月当たりの駐車場等の料金に相
当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤
手当 前項の規定による額

4 運賃相当額をその支給単位期間の月数
で除して得た額(交通機関が2以上ある場
合においては、その合計額)、第2項第2
号に定める額及び前項第1号に定める額
の合計額が15万円を超える職員の通勤手
当の額は、前2項の規定にかかわらず、当
該職員の通勤手当に係る支給単位期間の
うち最も長い支給単位期間につき、15万
円に当該支給単位期間の月数を乗じて得
た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定め
る通勤手当にあっては、規則で定める期
間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を

支給する。	支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、 <u>その翌月</u> の規則で定める日に支給する。
<u>5</u> 〔略〕	<u>6</u> 〔略〕
<u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。	<u>7</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等 <u>及び駐車場等</u> に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。
<u>7</u> 〔略〕	<u>8</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する条例(次項において「改正後条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後条例の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。